

個人住民税

特別徴収の事務手続き

注意

- 具体的な事務手続き等、ご不明な点については、お住まいの各市町にお問い合わせください。

山武郡内市町共通

《目次》

個人住民税とは？	1
1) 個人住民税の特別徴収とは？	1
2) 普通徴収（個人で納付）と特別徴収（給与天引き）の違い	1
特別徴収事務の流れ	2
1) 給与支払報告書の提出（1月31日まで）	3
2) 給与支払報告書の提出後に従業員等の異動があった場合	5
3) 個人住民税の特別徴収税額通知	6
4) 給与天引きと納入	7
5) 年の途中での従業員等の退職、入社等の異動（随時）	9
6) 異動や税額の変更	9
異動届の提出について	10
1) 退職、休職等により給与天引きができなくなる場合	10
2) 転勤（転職）があった場合	12
3) 新規（中途）採用等による従業員の追加	13
4) 事業所の所在地を変更した場合	14
その他	15
1) 納期の特例について	15
2) 電子申告について	15
3) 給与所得以外の所得に係る個人住民税の給与天引きについて	15
4) 公的年金に係る個人住民税（65歳以上の方）について	15
Q&A	16
1) 給与天引きを初めて行う場合は？	16
2) 個人住民税が非課税になる場合は？	16
3) 各種届出書の用紙について	17
4) 個人住民税が非課税の従業員等の退職等があった場合は？	17
5) 前年中に他市区町村に転出した方が、給与支払報告書の提出後から 5月31日までに退職等した場合	17
6) 退職した従業員等の住民税の未徴収分は普通徴収でいいのか？	18
山武郡内市町問合せ先	19

個人住民税とは？

個人住民税とは、給与、農業、不動産、株の譲渡等の所得（経費を差し引いた分）から、扶養や社会保険料等の各種控除を差し引いた金額に税率（市町6% 県4% 計10%）をかけた分の「所得割」と収入の多少にかかわらず均等に課税する「均等割」（市町民税 3,500円 県民税 1,500円 計 5,000円）の合計額のことです。

- ※ 個人住民税とは、個人市町民税と個人県民税を合せたものを言います。
- ※ 所得の種類によって、税率が異なります。

1) 個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）の方が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、従業員等に代わり市町に納入していただく制度です。

所得税を源泉徴収している事業主の方は、地方税法及び市町の条例により、個人住民税を特別徴収することが義務づけられています（地方税法第321条の3、第321条の4）ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2) 普通徴収（個人で納付）と特別徴収（給与天引き）の違い

区 分	普通徴収（個人で納付）	特別徴収（給与天引き）
税額を計算する人	市・町	
納税の義務がある人	個人（従業員等）	
実際に納める人	個人（従業員等）	事業主
納める回数	年4回	年12回

特別徴収事務の流れ



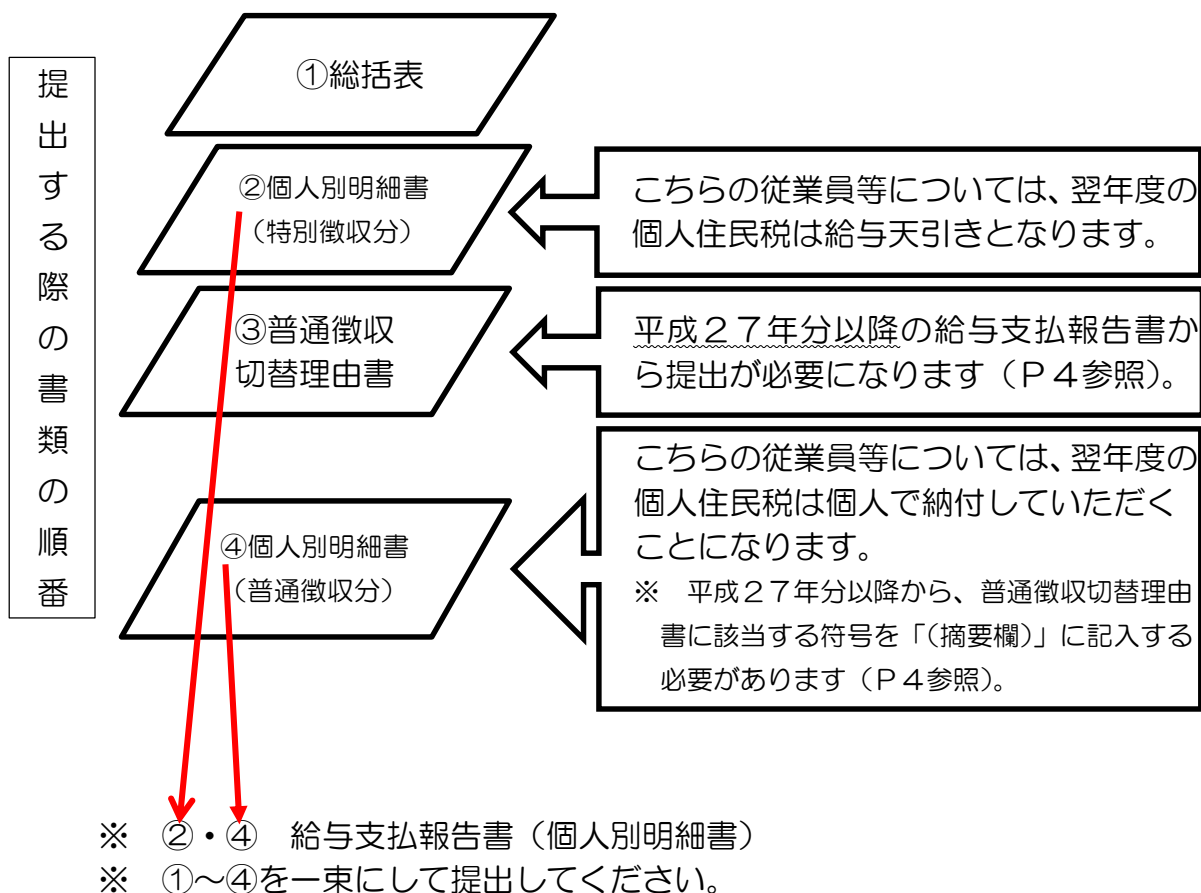
※ 表中の番号は上の図中の番号に対応しています。

番号	事務の内容	時期
①	給与支払報告書の提出 (P3参照) 事業主の方は、従業員等が1月1日現在お住まいの市町へ給与支払報告書を提出してください(提出された給与支払報告書や従業員等の確定申告書・住民税申告書等を基に翌年度の住民税を計算します。)。	1月31日まで
②	特別徴収税額通知と納入書を事業主へ郵送 (P6参照) 5月31日までに各市町から従業員等全員の毎月の納入合計額が記載された特別徴収税額通知と特別徴収のしおり(事業所によっては、納入書も同封されています。)を事業主の方へ送付いたします。	5月31日まで
	事業主の方から従業員等へ特別徴収税額通知の配付 事業主の方は、従業員等に特別徴収税額通知(納税義務者用)をお渡しください。	5月31日まで
③	給与から個人住民税を天引き 事業主の方は、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を基に、毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を天引きし、税額差し引き後の給与を従業員等に支給してください。	6月から 翌年5月まで (毎月)
④	個人住民税の納入 (P7参照) 給与から天引きした個人住民税は、翌月10日までに金融機関等で納入してください。	給与天引きした月の 翌月10日まで (毎月)

1) 給与支払報告書の提出（1月31日まで）

事業主の方は、従業員等が1月1日現在お住まいの市町に毎年1月31日までに給与支払報告書を提出してください。

提出された給与支払報告書を基に、市町が次年度の個人住民税を計算いたします。



重要

給与支払報告書は、個人住民税の算定だけでなく、国民健康保険税、介護保険料または後期高齢者医療保険料の算定にも影響します。また、所得証明書等の発行にも必要な資料となりますので、提出漏れや遅延のないようお願いいたします。

(1) 普通徴収切替理由書について

千葉県および県内全市町村では、平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底する取り組みを推進しており、原則、事業主の方には特別徴収（給与天引き）を行っていただくことになります。

ただし、普通徴収切替理由書の切替理由に該当する従業員等がいる場合、平成28年度分（平成27年分）以降の給与支払報告書の「(摘要)欄」に該当理由の符号を記入するとともに、普通徴収切替理由書に必要事項を記入し提出することにより、普通徴収(個人で納付)が例外的に認められます(P5参照)。

※ eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する従業員等の「普通徴収欄」に必ずチェックを入力してください。また、「(摘要)欄」に該当する普通徴収切替理由の符号を入力してください(普通徴収切替理由書の添付は不要です。)

普通徴収切替理由書

市区町村名	指定番号
事業者名	

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下(下記「普D」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与の支払額が930,000円以下)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収合計人数		人

※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
 ※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり特別徴収の対象者となります。

普通徴収切替理由書と同じ符号を給与支払報告書の摘要欄に記入してください。

27

給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者 千葉県東金市東金〇〇〇 氏名 東金 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	920,000			
控除対象配偶者の有無等				
配偶者特別控除の額				
控除対象扶養親族の人数(配偶者を除く)				
障害者の数(本人を除く)				
社会保険料等の金額				
生命保険料の控除額				
地震保険料の控除額				
特別控除の額				

国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円

配属者の合計所得 円 新卒者年金控除の金額 円

新生命保険料の金額 円 旧生命保険料の金額 円

支払者 東金市東岩崎△△△ 株式会社 □□ (電話)0475-50-〇△□×

符号 普C

※ 給与支払報告書 記入例

(2) 普通徴収（個人で納付）が認められる条件

以下の切替理由（符号）に該当する従業員等の人数を確認してください（複数項目に該当する従業員等の場合は、どれか一つを選択してください。）。

いずれかに該当する従業員等は普通徴収（個人で納付）が認められます。

また、給与支払報告書（個人別明細書）に普通徴収切替理由に該当する項目の符号を「(摘要) 欄」に記入してください。

普A： 総従業員が2人以下（普B～普Fに該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）

普B： 他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）

※ 兼業している方で、主たる給与から住民税が天引きされている場合です。

普C： 給与が少なく税額が引けない（年間の給与の支払額が 930,000円以下）

普D： 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）

※ 臨時雇用や季節雇用等一時的な雇用や不定期雇用の場合です。

普E： 事業専従者（個人事業主のみ対象）

※ 「専従者」としている親族に給与を支給している場合です。

普F： 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

2) 給与支払報告書の提出後に従業員等の異動があった場合

給与支払報告書の提出後に、退職、転勤等の異動により、6月以降の天引きができなくなる方がいる場合には、異動届出書を提出してください（P10～12参照）。

3) 個人住民税の特別徴収税額通知

各市町から給与所得等に係る市（町）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）が5月31日までに届きますので、誤り等がないかを確認してください。

また、給与所得等に係る市（町）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）および特別徴収のしおりも同封しています（事業所によっては、納入書も同封されています。）。

なお、給与所得等に係る市（町）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は圧着されておりますので、圧着は剥がさずに従業員等ごとに切り離してお渡しください。

特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）

283-0000 東金市東金1234 株式会社 ○○○工業	特別徴収税額 256,500 人数 2	課税人員 人数 2	非課税人員 人数 2
住民税特別徴収関係書類在中	1234567890 東金市東金12345 東金 太郎	122131 東金 太郎	122131 東金 次郎

各月の天引き額（翌月10日に納入する額）

特別徴収税額		256,500		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	2	22,200	12月分	2	21,300		
7月分	2	21,300	1月分	2	21,300		
8月分	2	21,300	2月分	2	21,300		
9月分	2	21,300	3月分	2	21,300		
10月分	2	21,300	4月分	2	21,300		
11月分	2	21,300	5月分	2	21,300		

※場中記号のいいのは、

従業員等の天引き額（総額と月額）⇒

特別徴収税額	158,000	6月分	13,900	10月分	13,100	2月分	13,100
氏名	東金 太郎	7月分	13,100	11月分	13,100	3月分	13,100
		8月分	13,100	12月分	13,100	4月分	13,100
		9月分	13,100	1月分	13,100	5月分	13,100

特別徴収税額	98,500	6月分	8,300	10月分	8,200	2月分	8,200
氏名	東金 次郎	7月分	8,200	11月分	8,200	3月分	8,200
		8月分	8,200	12月分	8,200	4月分	8,200
		9月分	8,200	1月分	8,200	5月分	8,200

4) 給与天引きと納入（天引き：6月～翌年5月 納入：7月～翌年6月）

P6の通知書にある税額分を給与から天引きし、翌月の10日までに納入してください（10日が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。）。

※ 一定の条件を満たす事業所については、納入を年2回にする納期の特例を受けることができます（P15参照）。

《記入例1》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払い額を変更する場合

千葉県東金市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書㊦

市区町村コード		口座番号		加入者名																					
1	2	2	1	3	1	00110-9-960252	東金市会計管理者																		
00	00	00	51	00123456		000152000		04																	
平成	×	×	年	△	△	月分	納入金額(1)																		
指	定	番	号	1	2	3	4	5	6	-152,000円															
122131		給与分 (退職分)		1		0		6		5		0		0											
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額		退職所得分		延滞金		額		(2)		合計額		1		0		6		5		0		0	
納期限		平成×年×月10日		取りまとめ店		ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称															

上記のとおり通知します。

納入書には、予め金額や住所等が印字されています。

退職等で納入額全体が変わった場合です。
予め印字されている納入金額を二重線で消していただき、正しい金額を納入金額欄(給与分)と合計額欄に記入してください。



《記入例2》

退職所得に対する市町村民税・県民税を支払うが、給与分には変更がない場合。

千葉県東金市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書㊦

市区町村コード		口座番号		加入者名																					
1	2	2	1	3	1	00110-9-960252	東金市会計管理者																		
00	00	00	51	00123456		000152000		04																	
平成	×	×	年	△	△	月分	納入金額(1)																		
指	定	番	号	1	2	3	4	5	6	-152,000円															
122131		給与分 (退職分)		1		5		2		0		0		0											
納入すべき金額が右の納入金額(1)欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額		退職所得分		延滞金		額		(2)		合計額		1		5		2		5		0		0	
納期限		平成×年×月10日		取りまとめ店		ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称															

上記のとおり通知します。(受付店→千葉銀行東金支店(取りまとめ店)→東金市)

退職所得に対する個人住民税を支払うが、給与分には変更がない場合です。

予め印字されている納入金額を二重線で消していただき、正しい金額を納入金額欄(給与分および退職所得分)と合計額欄に記入してください。



《記入例3》

退職所得に対する市町村民税・県民税を支払い、かつ給与分の支払い額を変更する場合。

千葉県東金市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード			口座番号			加入者名				
1	2	3	1	00110-9-960252	東金市会計管理者					
00	00	00	51	00123456	000152000	04				
平成	×	×	年	△	△	月分	納入金額(1)			
指	定	番	号	1	2	3	4	5	6	円
122131			給与分(退職分を含む)			94600				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			退職所得分			320500				
納期限 平成×年×月10日			延滞金							
取りまとめ店			(2) 合計額			415100				
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)			(特別徴収義務者)			住所 又は 所在地				
領収日付印			氏名 又は 名称							

上記のとおり通知します。

退職所得に対する個人住民税を支払い、かつ給与分の支払い額を変更する場合は、予め印字されている納入金額を二重線で消していただき、正しい金額を納入金額欄（給与分および退職所得分）と合計額欄に記入してください。



《記入例4》

退職所得に対する市町村民税・県民税のみ支払う場合。

千葉県東金市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード			口座番号			加入者名				
1	2	3	1	00110-9-960252	東金市会計管理者					
00	00	00	51	00123456	000152000	04				
平成	×	×	年	△	△	月分	納入金額(1)			
指	定	番	号	1	2	3	4	5	6	円
122131			給与分(退職分を含む)							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			退職所得分			320500				
納期限 平成×年×月10日			延滞金							
取りまとめ店			(2) 合計額			320500				
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)			(特別徴収義務者)			住所 又は 所在地				
領収日付印			氏名 又は 名称							

上記のとおり通知します。

退職所得に対する個人住民税のみを支払う場合は、予め印字されている納入金額を二重線で消していただき、正しい金額を納入金額欄（退職所得分）と合計額欄に記入してください。



※ 納入場所については、各市町により異なりますので、詳しくは各市町へお問い合わせください。

5) 年の途中での従業員等の退職、入社等の異動（随時）

年の途中で従業員等が退職、休職または入社した場合には、その従業員等がお住まいの市町に異動の届出をしてください（P10～13参照）。

6) 異動や税額の変更

退職等の異動の届出、所得や各種控除の変更、修正等があった場合には、市町で税額を再度計算し、通知します。

納入の際には、納入書の金額を変更後の金額に訂正してください。

特別徴収 税 額	137,300	6月分	13,900	10月分	13,100	2月分	10,000	(摘要)	
名		7月分	13,100	11月分	11,000	3月分	10,000	所得税更正のため	
金 太郎		8月分	13,100	12月分	10,000	4月分	10,000		
様		9月分	13,100	1月分	10,000	5月分	10,000		
変更月	11月								
特別徴収 税 額	49,300	6月分	8,300	10月分	8,200	2月分		(摘要)	
名		7月分	8,200	11月分	8,200	3月分		退職により普通徴収に切替	
金 次郎		8月分	8,200	12月分		4月分			
様		9月分	8,200	1月分		5月分			
変更月	12月								
特別徴収 税 額		6月分		10月分		2月分		(摘要)	
名		7月分		11月分		3月分			
様		8月分		12月分		4月分			
変更月		9月分		1月分		5月分			

変更後総額

この月以降変更

変更後の毎月
の天引き額

変更理由

特別徴収税額			186,600		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分	2	22,200	12月分	1	10,000			
7月分	2	21,300	1月分	1	10,000			
8月分	2	21,300	2月分	1	10,000			
9月分	2	21,300	3月分	1	10,000			
10月分	2	21,300	4月分	1	10,000			
11月分	2	19,200	5月分	1	10,000			

※ 変更後（11月分以降）の納入額になります（P7の納入書《記入例1》を参考に、納入書の金額を訂正することになります。）。

異動の届出について

1) 退職、休職等により天引きができなくなる場合

その従業員等が1月1日現在のお住まいの市町に「給与所得者異動届出書」を提出してください。

以下のとおり、異動の時期によって取扱いが異なりますので、注意してください。

(1) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

普通徴収（個人で納付）または一括徴収（まとめて天引き）に切り替えてください。

天引きできなくなる残りの分は、市町から本人に納付書を送付し、本人に納付していただくこととなりますが、これまでは給与から天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もおりますので、可能な限り、一括徴収（まとめて天引き）にご協力ください。

(2) 1月1日から4月30日までに退職等をした場合

一括徴収（まとめて天引き）に切り替えてください。

天引きできなくなる残りの分を最後の給与からまとめて天引きしてください。

ただし、給与額が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収（個人で納付）に切り替えられます。

(3) 死亡した場合

普通徴収（個人で納付）に切り替えてください。

死亡後の残りの分は、市町から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきますので、一括徴収する必要はありません。

重要

普通徴収（個人で納付）への切替えの届出が遅れると、その分、個人で納める回数（期別）が減ってしまう場合があります。

また、提出がないままですと、その方の分が未納となるため、事業所に督促状等が送付されてしまいますので、提出漏れや遅延のないようお願いいたします。

● 普通徴収（個人で納付）に切り替える場合

平成 27 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 283-0000 東金市東金 1 2 3 4	特別徴収義務者指定番号 1234567890
市町村長	名称 株式会社 ○○○工業	代表者の職氏名印 代表取締役 ○○○○	個人番号 1
給与所得者	フリガナ トウガネ タロウ	特別徴収税額 (年税額) 158,000	連絡者の係 及氏名並びにその電話番号備考 係 經理 氏名 佐藤 □□ 電話 0475-50-○□□×
氏名	東金 太郎	特別徴収税額 (年税額) 158,000	異動年月日 27-10-30
生年月日	S45 年 1 月 1 日 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額) 158,000	異動事由 1.退職(昔期) 2.転勤 3.長欠 4.死亡 5.会社解散 6.休職 7.育児休業 8.
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)	特別徴収税額 (年税額) 158,000	異動後の未徴収 税額の徴収 1.特別徴収継続 (所得者で特別徴 収を継続する。) 2.一括徴収 (異動を退職者から 会社へ移行する。) 3.普通徴収 (異動を退職者本人 が納入する。)
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 東金市東金 1 2 3 4 5	特別徴収税額 (年税額) 158,000	下段欄出欄(3)は 新助徴収で記録 願
		特別徴収税額 (年税額) 158,000	1月1日以降 退職時までの 給与支給額 円
		特別徴収税額 (年税額) 158,000	退職手当等の 支払額(支払 予定額) 円
		特別徴収税額 (年税額) 158,000	控除社会 保険料額 円
		特別徴収税額 (年税額) 158,000	勤続年数 12 年

普通徴収（個人払い）分を記入してください。

天引き済みの月と額を記入してください。

特別徴収 税額 名 太郎	6月分	13,900	10月分	13,100	2月分	13,100
	7月分	13,100	11月分	13,100	3月分	13,100
	8月分	13,100	12月分	13,100	4月分	13,100
	9月分	13,100	1月分	13,100	5月分	13,100

● 一括徴収する場合

給与所得者	フリガナ トウガネ タロウ	特別徴収税額 (年税額) 158,000	特別徴収税額 (年税額) 158,000	異動年月日 27-10-30	異動事由 1.退職(昔期) 2.転勤 3.長欠 4.死亡 5.会社解散 6.休職 7.育児休業 8.	異動後の未徴収 税額の徴収 1.特別徴収継続 (所得者で特別徴 収を継続する。) 2.一括徴収 (異動を退職者から 会社へ移行する。) 3.普通徴収 (異動を退職者本人 が納入する。)	下段欄出欄(3)は 新助徴収で記録 願	1月1日以降 退職時までの 給与支給額 円	退職手当等の 支払額(支払 予定額) 円
氏名	東金 太郎	特別徴収税額 (年税額) 158,000	特別徴収税額 (年税額) 158,000						
生年月日	S45 年 1 月 1 日 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額) 158,000	特別徴収税額 (年税額) 158,000						
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)	特別徴収税額 (年税額) 158,000	特別徴収税額 (年税額) 158,000						
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 東金市東金 1 2 3 4 5	特別徴収税額 (年税額) 158,000	特別徴収税額 (年税額) 158,000						

【2】◎給与の支払を受けなくなった後の月額額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	合計(上記と同額)	一括徴収した税額は
1.異動が12月31日までで、申出があったため(9月25日申出) 2.異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	東金	11月15日	91,700	91,700	11 月分
一括徴収できない理由					(12月10日 納期限)と合わせ て納入します。
1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため 2.その他()					

一括徴収分を何月分で納入するかを記入してください。

2) 転勤（転職）があった場合

届出書の上段は、転勤前の事業所で天引きした税額等を記入し、転勤先に渡してください。

転勤先の事業所は、下段に天引きする月等を記入し、提出してください。

なお、転勤先で天引きができるか不明の場合は、「退職」として市町へ提出してください。

例：11月以降転勤先の事業所から天引きする場合

特別徴収に係る給与所得者異動届出書										
〔1〕○異動があった場合は、すみやかに提出してください。										
平成 27 年 月 日	給与支払者 市町村長	所在地 〒283-0000 東金市東金1234	特別徴収義務者指定番号 1234567890	個人番号 1	連絡者の係 係 経理	氏名 氏名 佐藤 □□	電話 電話 0475-50-〇△□×	電話番号 電話番号	※ 処理事項	
フリガナ 氏名	東金 太郎	特別徴収税額 (年税額)	特別徴収済税額	②(⑦-④) 未徴収税額	異動 年月日	異動 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	下段届出書(3)は 新勤務先で記載 する。	1月1日以降 退職時までの 給与支給額	退職手当等の 支払額(支払 予定額)
生年月日	S45年1月1日(旧姓)	6月分から (月日納期)	11月分から (月日納期)	27-10-30 (月日納期)	27-10-30 (月日納期)	1.退職(辞職) 2.欠 3.長 4.死 5.会社解散 6.休 7.育児休業 (喪失を要する者)	1.特別徴収継続 (給与所得者で特別 徴収を継続する。)	中級(2)に記載 一括徴収した税額 の記入を必ず記 載してください。	1,800,000	4,200,000
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)	158,000	66,300	91,700	平成 年 月 日		2.一括徴収 (退職金等から 一括徴収する。)	※日、住所の市 町村から本人あて 郵便物で送付し ます。	控除社会 保険料額	勤続年数 12年
現住所	東金市東金12345						3.普通徴収 (喪失を要する者 を除く。)		178,000	
〔2〕○給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。										
一括徴収の理由		異動者印	徴収予定月日	徴収予定額	合計(上記②と同額)	一括徴収した税額は 年月日 (月日 納期限)と合わせて 記入します。	海外出国の場合で納税管理人、または死亡退職の場合で 納税相談人代表者が、お分かりの時に記入ください。			
1.異動が12月31日まで、申出があったため(月日申出)							氏名			
2.異動が平成 年1月1日以降で特別徴収 の継続の希望がないため							住所			
一括徴収できない理由										
1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため										
2.その他()										
〔3〕転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)										
月割額 13,100 円	給与支払者 市町村長	所在地 〒100-0000 東京都港区〇〇〇-〇〇	指定番号の 事前連絡	○要・不要						
11月分 から徴収し 納入する。	フリガナ 名 称	東京港区〇〇〇-〇〇	特別徴収義務者 指定番号	○新規						
給与支払方法及びその期日	代表者の 職氏名印	フリガナ 〇〇〇工業 株式会社	連絡者の係 氏名	係 経理 氏名 伊藤 △△						
	代表取締役 〇〇〇〇	代表取締役 〇〇〇〇	電話 電話番号	電話 03-〇△□×-〇△□×						
	納入書の要否 (要する者の場合 のみ記入)	① 市町村作成の納入書の送付を希望する。 ② 私製の納入書を使用するので不要である。	税額の事前 電話連絡	○要・不要						

何月分から天引きするか記入してください。

① 転勤前の事業所が記入してください。
異動事由等以外は、普通徴収に切り替える場合と同じです。

② 転勤先の事業所が記入してください。
何月分から天引きを始めるかを記入してください。
なお、提出先市町での特別徴収が初めての場、指定番号欄の新規に○を付けて提出をお願いします。

3) 新規（中途）採用等による従業員の追加

「特別徴収への切替届出書」に普通徴収（個人で納付）で納付済みの期別や給与天引きを開始する月等を記入し提出してください。

なお、普通徴収の納期が過ぎた分は天引き対象にできません。

天引きに切り替えられる普通徴収の期別	提出期限
第1期～第4期	6月末日まで
第2期～第4期	8月末日まで
第3期～第4期	10月末日まで
第4期	1月末日まで

例：8月分から天引きをする場合（普通徴収の第1期分は納付済み）

特別徴収切替届出書		処理事項
		※指定番号の事前連絡 要・不要
平成 27 年 7 月 15 日	〒 283 - 0000 所在地 (住所) 東金市東金 1 2 3 4	特別徴収義務者指定番号 1234567890
東金 市町村長	フリガナ ○○○コウギョウ 名称 (氏名) 株式会社 ○○○工業	係名 経理 氏名 佐藤 □□ 電話 0475-50-○△□×
給与所得者	フリガナ トウガネ サブロウ 氏名 東金 三郎 生年月日 S60 年 11月 20日 住所 〒 283 - 0000 東金市東金 3 4 5 6 7	納入書 (要・不要) (新規事業所の場合)
注意事項	<p>※年度途中で特別徴収切替の処理は、月末締め、翌月上旬通知書送付となります。税額の事前電話連絡 <input checked="" type="radio"/> 要・不要</p> <p>給与計算や経理等の都合上、電話での税額連絡を先に希望される場合は右の欄の「要」に丸をしてください。</p> <p>※普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収に切替ができない場合があります。</p> <p>※二重納付防止のため、個人宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。</p> <p>なお、納付済税額がある場合は、領収証書の写しと使用していない納付書を同封してください。</p>	

何月分の給与から天引きするか記入してください。

普通徴収（個人で納付）分で納付済みの期別を確認し、記入してください。

税額の事前連絡が必要な場合は、要に○してください。

※ 二重納付の防止のため、従業員の方がお持ちの普通徴収の納付書を同封してください。

4) 事業所の所在地を変更した場合

事業所の名称や所在地、送付先等が変更した場合には、変更届出書を提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 27 年 2 月 1 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	283-0000 東金市東金1234	※ 処 理 事 項	1.現年度 2.新年度 3.両年度		
東金市町村長			名称	株式会社 ○○○工業		特別徴収義務者指定番号	1234567890	
			代表者の 職氏名印	代表取締役 ○○○○	連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	経理	
					氏名	佐藤 □□		
					電話	0475-50-○△□×		

変更年月日 平成 27 年 2 月 1 日

事 項	変 更 前	変 更 後
所 在 地	〒 283 - 0000 東金市東岩崎2345	〒 283 - 0000 東金市東金1234
フリガナ	△△△コウギョウ	○○○コウギョウ
名 称	株式会社 △△△工業	株式会社 ○○○工業
電 話	0475-50-△△△△	0475-50-○△□×
書類送付先所在地	〒 -	〒 -
フリガナ		
書類送付先名称		
書類送付先電話		
備 考	社名、所在地変更	

ご 注 意 ☆ 名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

※コピーしてお使いください。



その他

1) 納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員等が常時10名未満で、過去1年間に納期の特例の申請が取り消されていないことおよび市町税の滞納等がない事業所に限り、従業員等がお住まいの市町に申請し、承認を受けた場合には、年2回（6月分～11月分を12月10日、12月分～翌年5月分を6月10日）に分けて個人住民税を納めることができます。

申請を希望される場合は、各市町にお問い合わせください。

2) 電子申告について

給与支払報告書や各種異動の届出等を電子申告で行えます。

また、特別徴収だけでなく、法人市町民税、固定資産税の償却資産の申告等もできますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

<問合せ先>

地方税電子化協議会

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

(利用時間 8時30分～24時 土日祝日・年末年始を除く。)

電話：0570-081459

(9時～17時 土日祝日・年末年始を除く。)

3) 給与所得以外の所得に係る個人住民税の給与天引きについて

特別徴収は、地方税法の規定に基づき、その従業員の給与所得以外にも全ての所得から計算した個人住民税を給与から天引きしていただくこととなります。

ただし、確定申告または住民税申告の際に、「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」で「自分で納付」を選択した場合には、給与以外の所得（農業、不動産、株等）の分の住民税は普通徴収（個人で納付）にすることができます。

なお、複数の事業所からの給与は、特別徴収（給与天引き）と普通徴収（個人で納付）に分割することはできません。

4) 公的年金に係る個人住民税（65歳以上の方）について

4月1日現在、65歳以上の公的年金を受け取っている方で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方は、年金分についての個人住民税は普通徴収（個人で納付）から特別徴収（年金天引き）に自動で切り替わります。

なお、特別徴収に替わる方は、介護保険料が年金から天引きされている等、いくつかの条件に該当する方となります。

Q&A

1) 給与天引きを初めて行う場合は？

- 新年度から始める場合
毎年1月31日までに各市町へ給与支払報告書を提出いただく以外に特別な手続きは必要ございません。
- 年度途中から
特別徴収への切替届出書を提出してください。
指定の月分からの天引き額等を記載した通知書や納入書を送付します。
なお、提出の際は、従業員の方がお持ちの納付書を同封してください（P13参照）。

2) 個人住民税が非課税になる場合は？

以下の①から③のいずれかに該当する方は、住民税が非課税になる場合があります。
その場合、非課税に該当する従業員等について、毎月の給与天引き額はありませんが、扶養親族数の訂正等で税額が発生することがありますので、特別徴収に該当する従業員等とさせていただきます。

- ① その年の1月1日時点で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者、(特別)寡婦または寡夫に該当する方で給与所得控除後の金額(所得)が125万円以下(給与支払額204万4千円未満)の方
- ③ 前年の合計所得金額が以下の算式で求めた金額以下の方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本額} \\ \hline 28\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{本人、控除対象配偶者および} \\ \hline \text{扶養親族 ※1の合計数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{加算額 ※2} \\ \hline 16\text{万8千円} \\ \hline \end{array}$$

※1 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

※2 加算額は、「控除対象配偶者」または「扶養親族」がいる場合のみ加算されます。

参考

控除対象配偶者＋扶養親族数	給与所得控除後の金額	給与支払額
0人（本人のみ）	28万円以下	93万円以下
1人	72万8千円以下	137万8千円以下
2人	100万8千円以下	168万円以下
3人	128万8千円以下	210万円未満
4人	156万8千円以下	250万円未満

※ この金額は、山武郡内市町共通です。

※ この金額は、「一つの事業所での給与支払額」が上記金額以下（未満）の場合です。

個人住民税は、兼業している分の給与、農業、不動産等の所得を合せて税額を算定しますので、一つの事業所での給与支払額が上記の金額以下であっても、副収入の金額によっては、個人住民税が課税されます。

3) 各種届出書の用紙について

各種届出書の用紙は、各市町で配布しています。

また、各市町のホームページからもダウンロードできます。

なお、届出書の様式は、市区町村で異なる場合もありますが、他市区町村の様式を使用し、提出していただいても構いません。

4) 個人住民税が非課税の従業員等の退職等があった場合は？

個人住民税が非課税（税額0円）で、給与天引きの対象となっている従業員等が退職等した場合でも、異動の届出をしてください。

※ 収入や各種控除の変更により課税になった場合、事業所が特別徴収義務を負うことになってしまいます。

5) 前年中に他市区町村に転出した方が、給与支払報告書の提出後から5月31日までに退職等した場合

前年中に他市区町村に転出した方が、給与支払報告書の提出後から5月31日までに退職等した場合には、転出前の市区町村と転出先の市区町村の両方に異動届を提出してください。

異動届が提出されない場合、給与天引きのままになってしまいますので、ご注意ください。

6) 退職した従業員等の住民税の未徴収分は普通徴収でいいのか？

6月1日から12月31日までの退職については、本人が一括徴収（まとめて給与天引き）を希望しない場合は普通徴収（個人で納付）に切り替えることとなります。

ただし、10月以降に退職等した場合は、普通徴収（個人で納付）の残りの納期が第4期だけになり、残りの税額を1回で納めることとなるため、従業員等にとっては一括徴収（まとめて給与天引き）と同じこととなります。

また、これまでは給与天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もいます。

従業員等のためにも、可能な限り、一括徴収にご協力ください。

なお、1月1日から4月30日までの退職については、原則、一括徴収（まとめて給与天引き）することとなっておりますが、最後の給与が少なく、給与天引きしきれない等の場合には、普通徴収（個人で納付）に切り替えることが認められます。

山武郡内市町問合せ先

団体名	担当課 担当係	電 話 F A X	ホームページアドレス
東金市	課税課 市民税係	0475-50-1128 0475-50-1295	http://www.city.togane.chiba.jp/
山武市	課税課 市民税係	0475-80-1281 0475-82-2107	http://www.city.sammu.lg.jp/
大網白里市	税務課 市民税班	0475-70-0321 0475-72-8454	http://www.city.oamishirasato.lg.jp/
横芝光町	税務課 課税班	0479-84-1212 0479-84-2713	http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/
芝山町	町民税務課 課税係	0479-77-3915 0479-77-0871	http://www.town.shibayama.lg.jp/
九十九里町	税務課 課税係	0475-70-3142 0475-76-7934	http://www.town.kujukuri.chiba.jp/